

平成 28 年度当初予算編成方針について

第 1 日本経済と国の動向

日本経済の基調判断について、本年10月に公表された月例経済報告によると、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、「先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、金融資本市場の変動が長期化した場合の影響に留意する必要がある。」と、景気動向に対する期待と懸念を表しており、依然として楽観視できない状況が続いている。

政策面では、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化を実現するため、「経済財政運営と改革の基本方針2015」、「『日本再興戦略』改訂2015」、「規制改革実施計画」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を着実に実行するとしている。

このような中、国の平成28年度予算の概算要求では、「経済・財政再生計画」の初年度の予算であり、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むため、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とするとしている。また、平成28年度概算要求時において、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとしているが、地方交付税については対前年度比マイナス2%となっており、今後の動向に注視が必要である。

第 2 本市の財政状況と今後の課題

本市の財政運営については、5年間における歳入歳出等の見通しを立て、財政収支の均衡と財政健全化の確保を図り、総合計画に基づく諸施策を財政面から位置づけするため「喜多方市中期財政計画」を策定し、毎年度ローリングによる見直しを行いながら計画的に進めてきたところである。

平成 18 年 1 月の市町村合併から 10 年目を迎え、現在の財政状況は基金残高の増加や、実質公債費比率など財政指標の低減等が見られ、この 10 年間で財政状況は改善が図られてきている。

平成 26 年度決算においても、様々な行財政改革などへの取組みの結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における 4 指標の注意とされる早期健全化基準を引き続き大きく下回る比率となった。ただし、未だ県内の市の中には高い水準にあるため、公債費を中心とした経費の適正な管理を行い、引き続き中期財政計画の中で示している財政運営の基本的方針に留意した財政運営を続けていく必要がある。

平成 28 年度からは、普通交付税の合併算定替による交付額の段階的縮減がはじまり、一部制度の見直しが行われているものの、特例措置が終了する平成 33 年度以降は特に、相当の一般財源の減少が見込まれる。また、普通交付税算定の基礎となる人口をはじめとした数値についても変動が見込まれるところである。予算編成においてはこれらを十分考慮し、将来を見据えた持続可能な財政構造の構築とともに、少子・高齢社会への対応や多様化する住民ニーズに即応した諸施策の推進等を同時並行的に進めていかなければならない。

第 3 本市の平成28年度当初予算編成

平成 28 年度の歳入見通しは、自主財源の根幹である市税収入については、市民税において、個人・法人の所得はその回復に未だ力強さが見られないこと、固定資産税においても、家屋の新增築は例年並みが見込めるものの地価の下落傾向が続いていることなどから、全体として税収増につながる要因に乏しくほぼ横ばいの見込みである。

また、歳入の約 4 割を占める地方交付税については、合併の特例措置である普通交付税の縮減が始まること、国勢調査による人口減少の影響、総務省の概算要求の段階で平成 27 年度より減額の要求となっていることなどから、交付額は相当減少する見込みである。

さらに、県の緊急雇用創出基金事業の縮小見込みや、市の災害対策基金残高の減少などにより、事業充当の特定財源が大幅に減少となる見込みである。

一方、平成 28 年度の歳出見通しは、近年、義務的経費では扶助費が増加傾向にあること、義務的経費以外では、特に施設の老朽化等に伴う維持補修費が増加傾向にあり、これらの経費の増加が見込まれる。その他の経費も含め、全体的に歳出拡大が見込まれるが、極力、抑制・縮減を考慮することが必要である。

以上により、厳しい予算編成が想定されることから、事務事業評価、PDCA サイクルなど様々な手法の活用により、すべての事業についてゼロベースからの必要性、緊急性、優先度等を再点検するとともに、新規事業の創設については必ず終期を設けることや既存事業にあっても原則として終期を設け廃止や休止も検討した上で重点・選別化を図ることを予算要求に当たっての基本とする。また、各所属において、予算組み立ての方針をあらかじめ定め、その方針に基づき予算の調整を図るものとする。

予算編成方式については、これまでと同じく事業の重点・選別化について各所属の自主的判断を重視した「財源配分型予算編成方式（枠配分方式）」を軸とし、各所属単位での歳出枠を設け、その配分した範囲内での予算要求を認めるものとする。最少の経費で最大の効果を上げるよう緊急性や必要性を十分精査し、必ず枠配分内での要求となるよう調整を図ることとする。

一方、市の将来の都市像の実現に向けて、またマニフェストに基づく重要な課題への対応、さらには喫緊の課題である地方の創生と人口減少の克服を総合的に推進する事業に重点的な予算配分を行うため、新たに「地域創生推進事業枠」を設け、該当事業の要求提出を認め、庁内調整を経て計上を決定していくものとする。

さらに、枠配分及び地域創生推進事業枠の予算要求とは別に、対象事項について真に必要性・緊急性のあるものに限り事項要求として要求提出を認め、十分に審査を行った上で計上を決定していくものとする。

1 基本的事項

(1) 当初予算編成の基本的な考え方

- ① 当初予算の編成にあつては通年予算を原則とするものであり、当初予算の積算に当たっては、年度内における総額を見積もること。総額の全部又は一部を留保し、補正予算で要求するようなことは一切認めないものであること。
- ② 見積もり方法については、単純に前年度と同額とするような方法ではなく、平成 26 年度決算や平成 27 年度決算見込などを踏まえ、抑制や削減を基調に見直しを図りつつ、一から所要額を積み上げるような工夫を行うこと。
- ③ 財政状況に対する関心を持ち、市民の視点・経営的視点に立ち、最少の経費で最大の効果を得るように効率化の徹底を図ること。
- ④ 現在の事業について、事務事業評価、PDCA サイクルなど様々な手法の活用により、厳しく再点検を行うこと。
- ⑤ 新規事業にあつては必ず終期を設けること。既存事業にあつても原則として終期を設けること。また、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、枠配分の中で他の既存事業の廃止、統合又は縮小などによる振替により対処すること。
- ⑥ 建設事業については、当年度の事業費及び財源だけではなく、維持管理経費、市債の償還費など建設後のコストに留意し、真に必要性、緊急性、有効性などを分析・検証すること。また、中期財政計画への位置付けに留意すること。
- ⑦ 国・県補助金の動向に十分に留意し、その廃止又は縮小されるものについては、市負担への振替は原則行わないこと。
- ⑧ 予算見積もりに当たっては、関係部局及び関係機関との事前協議を十分に行うこと。特に、各所属にまたがる事業については関係所属間で調整を十分に行った上で予算要求すること。
- ⑨ 総合支所が所管する事業については、本庁主管課と総合支所担当課で十分に協議・調整を行った上で予算要求すること。

(2) 各所属別の一般財源枠配分

- ① 別途通知するところにより、各所属別に一般財源ベースでの枠配分を行う。

枠配分の算出にあたっては、平成 28 年度における一般財源総額を見込み、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）、継続的固定経費（リース料、保守料、指定管理委託料等）及び債務負担行為に基づく経費を除いた額を調整対象経費とし、その 3.0%減を基本としている。

② 枠配分の対象経費は、義務的経費、施設などの維持管理費、経常的な事務事業費、中期財政計画に計上見込みの建設事業費及び既定の債務負担行為に基づく経費である。

③ 各所属においては、「(1)の基本的な考え方」並びに下記の「2歳入に関する事項」及び「3歳出に関する事項」等に基づき、経費の調整を図り、配分された枠内での予算要求をすること。この場合において、部内における調整など所属間で枠配分額を繰替えすることは認めるものとする。

④ 枠配分時の一般財源総額は、総務省が公表した平成 28 年度概算要求に基づく地方財政収支の 9 月仮試算などから見込んでいるものであり、今後、地方財政対策等の決定などにより配分の変動も有り得るものであることに十分留意すること。

⑤ 枠配分は一般財源ベースでの配分であり、事業費としてはそれに特定財源が加わった額となるものである。したがって、特定財源の積極的な確保に努めること。

(3) 地域創生推進事業枠

既存の新重点推進事業から移行して実施する事業及び喜多方市総合戦略に基づき、新規の特色ある事業を対象とする枠である。該当事業について、別途指示するところにより要求書を提出すること。

(4) 事項要求

緊急雇用創出基金事業や災害対策基金充当事業については、それらへの充当特定財源が縮減し、これまでと同様に事業を実施することが難しいところであるが、真に必要性・緊急性のあるものに限り、事項要求として認めることとする。

このほか、新重点推進事業の中で総合戦略事業に該当しない事業や、特別な事情により通常を上回る経費の加算を要求する特別加算要求も事項要求として認めることとするので、別途指示するところにより要求書を提出すること。

なお、単に一般財源枠配分で調整できない経費を追加で要求するものではないことに留意すること。

2 歳入に関する事項

(1) 全般的事項

歳入については、地方財政法第3条第2項において「あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」こととされているが、特に財源の見積もりが過大とならないよう十分に注意すること。

(2) 個別的事項

① 市税

市税は、自主財源の根幹をなすものであることから、税制改正や経済動向を十分に把握し、的確な見込額を見積もること。

② 地方譲与税、各交付金、地方交付税

地方財政対策等の内容を十分に把握し、的確な見込額を見積もること。

③ 分担金、負担金

受益に対する負担割合等を再度検討し、適切な見込額を見積もること。

④ 使用料、手数料

これまでの実績や今後の利用見込み等を十分に踏まえ、収入見込額が過大とならないように留意すること。また、前回の改定から期間経過している使用料及び手数料については、単価等の適正見直しを図ること。

⑤ 国・県支出金

国及び福島県の予算編成の動向並びに通知、要綱等を精査し、的確な見込額を見積もること。

⑥ 市債

実質公債費比率及び市債残高の適切な管理を行っているところである。したがって、市債については中期財政計画に位置付けの事業等について計上を認めるものとし、その位置付け及び充当率を確認した上で所要額を見積もること。

⑦ 基金繰入金

基金の目的及び残高に留意し、適切な繰入額とするように注意すること。

また、中期財政計画や収支状況を踏まえ、必要に応じて基金繰入れによる収支調整を図ることもやむを得ないので検討のこと。

⑧ その他の歳入

財産収入、寄附金、諸収入などについて、これまでの実績や今後の見込み等を十分に踏まえ、的確な見込額を見積もること。

3 歳出に関する事項

(1) 全般的事項

歳出については、地方自治法第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされている。また、地方財政法第3条第1項では「法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」とされている。これらの規定及び次の点に留意し、抑制や削減を基調に適切な予算見積もりを行うこと。

- ① 当年度の支出だけではなく、後年度の支出見込みについても十分に検討し、将来的に支出の拡大を招くことになるものについては厳に抑制すること。
- ② 費用対効果比率(B/C)の算定などにより、事業の有効性を確認するとともに、事業間での比較考量から重点・選別化、優先順位の明確化を図ること。なお、費用対効果比率が1.0に満たないものについては、原則予算措置を講じないので留意すること。

- ③ 経費の調整に当たっては、一律的な削減を行うのではなく、廃止・縮小可能な事業と充実・強化すべき事業を見極め、メリハリのある効果的な事業の構築を念頭に行うこと。
- ④ 積算については、その内訳を明らかにし、根拠を明確にすること。なお、参考見積もりを徴取する場合は、原則として3者以上の業者等から徴取することとし、比較検討の上、適正な額を計上すること。
- ⑤ 本庁から総合支所へ再配当となる経費については、総合支所の必要経費を事業ごとに積算すること。その際、内訳の積算方法は、統一すること。

(2) 個別的事項

① 人件費（報酬、給料、手当、共済費）

報酬については、会議の開催回数等を十分検討の上、的確な見込額を見積もること。職員給与については、平成28年度の職員数や退職者数等を的確に把握し、年度内の確実な所要額を見積もること。

② 物件費（賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料など）

行政事務執行上の必要性を再点検し、削減を十分考慮した上で、年度内の所要額を見積もること。

③ 維持補修費（需用費（修繕料）、工事請負費、原材料費など）

維持補修費については、緊急性や優先順位を十分精査した上で、年度内の所要額を見積もること。

④ 扶助費

該当者等を的確に把握するとともに、内容、効果等について再検討を十分行い、年度内の所要額を見積もること。

⑤ 補助費等（報償費、負担金補助及び交付金など）

内容、効果等について再検討を十分行い、積極的に整理、統合などの見直しを図ること。なお、県補助金などが廃止・縮減された場合は、市負担への振替は行わないので、市の補助金についても合わせて見直しをすること。

⑥ 公債費

長期債元金及び利子については、平成 26 年度までの既往債及び平成 27 年度の新規債に係る償還額について見積もること。一時借入金利子については、資金繰りの見通しと利率の動向に留意し見積もること。

⑦ 積立金

基金利子については利率等に留意し見積もること。

⑧ 投資及び出資金、貸付金

必要性、効果、貸付条件等を再検討し、年度内の所要額を見積もること。

⑨ 繰出金

特別会計に対する繰出金については、繰出基準に留意の上、見積もること。
基金利子の繰出については利率等に留意し見積もること。

⑩ 投資的経費（工事請負費、公有財産購入費など）

中期財政計画に基づく建設事業について見積もること。見積もりに当たっては、緊急性や費用対効果を再度検証すること。

⑪ 債務負担行為に係る経費

既設定債務負担行為の平成 28 年度経費について見積もること。また、新規の設定に当たっては、後年度の負担を極力増やさないことに留意し、事業内容、負担限度額等を十分検討の上、必要最小限とするよう配慮すること。

4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計については、上記内容に準ずるとともに、一般会計からの繰入金の軽減を図ること。

なお、公営企業等については、採算性の向上、経営の健全化を主眼に一層の経費削減、合理化を図ること。また、下水道など現在整備を進めている事業にあっては、加入率の向上を図るとともに、整備に比して加入率が遅れているような場合は、的確な進度調整を図るなど健全な事業の推進に配慮すること。